

第 15 回

関東信越厚生局地域包括ケア推進本部会議 議事次第

平成 31 年 4 月 9 日 (火)
13 : 15 ~ 14 : 00
第 一 会 議 室

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

- ① 地域包括ケア推進業務の実施状況（1 月～3 月）及び地域包括ケア推進業務の今後の実施予定について・・・・・・・・・・資料 1
- ② 関東経済産業局との連携強化のための覚書の締結について・・・・資料 2

(2) 提案等

- ① 自治体に対する定例報告の情報提供について・・・・・・・・・・資料 3
- ② 平成 31 年度都県事務所への地域包括ケア推進業務協力依頼について
・・・・・・・・・・資料 4

3 意見交換

4 閉会

《配付資料》

- 資料 1－1 地域包括ケア推進業務の実施状況（平成 31 年 1 月～3 月）
- 資料 1－2 地域包括ケア推進業務の今後の実施予定（平成 31 年 4 月～）
- 資料 2 超高齢社会に向けた関東信越厚生局と関東経済産業局の連携強化に関する覚書
- 資料 3 自治体に対する定例報告の情報提供について
- 資料 4－1 平成 31 年度 都県事務所への地域包括ケア推進業務協力依頼について
- 資料 4－2 平成 31 年度における地域包括ケア推進課が行う老健局関係の業務について（通知）
- 資料 4－3 新潟事務所より 地域包括ケアシステムに関する情報提供
- 資料 4－4 認知症サポーター養成講座について
- 資料 4－5 本局開催の認知症サポーター養成講座開催スケジュール

平成 31 年 4 月 9 日
地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進業務の実施状況（平成 31 年 1 月～3 月）

推進本部関係	○第 14 回地域包括ケア推進本部会議（1 月 8 日）
都県協議会関係	○第 2 回地域包括ケア推進都県協議会分科会（2 月 22 日） ～在宅医療・介護連携～
事例研究会	○第 3 回地域包括ケア事例研究会（2 月 1 日） ～「保険者シート」を活用した保険者分析～
自治体支援	○みなみあしがら専門職情報交換会【南足柄市】（3 月 4 日） ○みなみあしがらワークショップ【南足柄市】（3 月 16 日）
啓発活動（セミナー等）関係	○第 11 回地域包括ケア応援セミナー（1 月 23 日） ※地域包括マッチング実践セミナーとして実施
講演依頼	○Care Show Japan 2019【UBMジャパン株式会社】（1 月 24 日） ○八千代市入退院連携推進セミナー【八千代市健康福祉部】（1 月 31 日） ○平成 30（2018）年度在宅医療市町担当社研修会【栃木県保健福祉部】（2 月 5 日） ○看護管理者 看護教育責任者交流会企画委員会主催研修【公益社団法人東京都看護協会】（2 月 28 日） ○在宅医療・介護連携における診療報酬と介護報酬の説明会【一般社団法人新発田北蒲原医師会しばた地域在宅医療介護連携センター】（3 月 9 日）
後援名義の使用申請	○インクルージョン実行委員会 「インクルージョンフェスティバル 2019 in せたがや」（1 月 22 日承認）
地域包括ケア推進課長会議	○地方厚生（支）局地域包括ケア推進課長会議（3 月 20 日）
大規模集合住宅勉強会	○松戸ニッセイエデンの園視察（1 月 16 日）
介護保険事業（支援）計画関係	○第 7 期介護保険事業（支援）計画の進捗管理状況ヒアリング（2 月 5 日～20 日）
企画研修	○認知症サポーター養成講座（1 月 25 日）

平成 31 年 4 月 9 日
地域包括ケア推進課

地域包括ケア推進業務の今後の実施予定（平成 31 年 4 月～）

会議等の実施予定	○ 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部会議 年 4 回（4 月、7 月、10 月、1 月） ○ 関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会 年 2 回開催を予定（上期は 5 月下旬～6 月上旬予定） ○ 都県協議会分科会 テーマを定め各都県担当者間の意見交換を目的として開催 （現在検討中のテーマ） ・ 地域支援事業交付金関係 ・ 認知症施策関係 ○ 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）都県ヒアリング （5 月中旬） ○ 第 7 期介護保険事業支援計画の進捗管理に関する都県ヒアリング （8 月予定） ○ 政令指定都市意見交換会
啓発活動	○ 第 12 回地域包括ケア応援セミナー（6 月 3 日）（さいたま新都心合同庁舎 1 号館講堂）※埼玉県と共催 → 今後の地域包括ケアシステムの深化に向けて、事業を推進するリーダーを対象としたセミナーを埼玉県と共同で開催する ○ 第 2 回マッチング事業プレゼン大会（秋期予定） ※ 経済産業局と共催 → 地域包括ケアに関し、外部の力を求めたい「自治体」と、貢献意欲のある「大学」、「社会福祉法人」、「医療法人」、「民間企業」等を結び付ける ○ 地域包括ケア事例研究会 → 自治体等の地域包括ケアに関する事例について、非公開のグループワーク形式での意見交換機会を提供し、理解促進を支援 （現在検討中のテーマ） ・ 保険者分析 ・ 介護相談員 ・ 移動支援

執行事務等	○ 地域支援事業交付金執行事務 ○ 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分・介護施設等整備分）関係業務
老人保健健康増進等事業	（平成 31 年度関東信越厚生局公募テーマ） ○ 産官学協働による地域包括ケアシステムの効果的・効率的な構築支援に関する調査研究事業 ○ 地域共生社会に向けたアクティブシニアによる地域コミュニティづくりに関する調査研究事業 ○ 人生 100 年時代に向けた自治体におけるフレイル予防促進に関する調査研究事業 ○ 在宅医療・介護連携推進事業における都道府県による市区町村支援に関する調査研究事業 ○ 超高齢社会における地方機関等との連携による農福連携、移動支援、居住支援のあり方に関する調査研究事業
その他	○ 企画研修「認知症サポーター養成講座」（9 月予定）

平成 31 年 4 月 9 日

自治体に対する定例報告の情報提供について

1 経過

平成 28 年 7 月の第 2 回推進本部会議において、自治体の依頼に基づき事務所（指導監査課）が施設基準等の届出状況に係る情報提供を行う場合について、関東信越厚生局管内で取扱いを統一し、開示請求の手続きによらずとも事務連絡等の文書依頼により提供することとした。

しかし、定例報告については、引き続き自治体からの開示請求の手続きによるものとし、改めて検討することとしていた。

2 懸案事項

今般、自治体が取り組む在宅医療・介護連携推進事業において、自らの取組を評価する指標として、在宅療養支援診療所にかかる定例報告を活用した横須賀市の事例が示された。

また、栃木県より管内の自治体の支援を行うため、定例報告を活用したい旨の相談があり、開示請求により手続きをしていただきたい旨の回答をしたところである。

これらの状況をみると、今後、市区町村より、簡易な方法により定例報告に係る情報を得たいという要望が寄せられることが想定され、また、今年度以降の定例報告について、市区町村からの開示請求が多数行われることによる都県事務所の業務の増加が懸念される。

3 提案

市区町村の要望に応え自治体を支援するという観点及び都県事務所の業務の増加が懸念されることから、定例報告情報についても、施設基準の届出状況に係る情報提供の際の取扱いと同様に、開示請求の手続きを経ず、地域包括ケア推進課から都県の当該担当者へ情報提供する又はホームページを利用する等の簡易な方法により、自治体に提供できるよう調整していきたい。

4 情報提供を検討したい施設基準

- (1) 在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院
- (2) その他、地域包括ケアの推進に資するもの

平成 31 年 4 月 9 日
地域包括ケア推進課

平成 31 年度 都県事務所への地域包括ケア推進業務協力依頼について

今年度につきましても、下記のとおり協力依頼を行うことを予定しておりますので、御協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 都県への訪問と意見交換への参加

「平成 31 年度における地域包括ケア推進課が行う老健局関係の業務について（平成 31 年 3 月 28 日老発 0328 第 7 号）」に基づき、都道府県等と行う「地域包括ケアシステムの関係者の課題等に関する意見交換等」及び「地方厚生局が行う業務に関する意見交換等」の際には、可能な範囲で所長又は併任者のご同席をお願いいたします。

2. 医療資源の把握に資する施設基準等の届出状況に係る自治体への提供（随時）

医療資源の把握に資する施設基準等の届出状況に関する自治体への提供については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号）」を根拠として、開示請求の手続きによらず、文書依頼による提供が可能となっておりますので、自治体から依頼があった場合は、引き続き提供をお願いいたします。

3. 記者クラブへの投げ込み（随時）

地域包括ケア応援セミナーを始めとする地域包括ケア推進課等が主催・共催するイベントの開催に際して、必要に応じて都県庁の記者クラブへの投げ込みをお願いいたします。

4. 情報収集（随時）

都県のローカルな地域包括ケアの推進に資する情報について、日頃の業務を通じて見聞きしたり、地方紙等に記事が掲載されていた場合には、当課へ情報提供をお願いします。今年度は、特に在宅医療・介護連携、農福連携、移動支援、居住支援について情報提供をお願いいたします。

5. 認知症サポーター養成講座の開催

認知症施策の更なる推進のため、国の地方支分部局等において、その職員を対象とした「認知症サポーター養成講座」の開催を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

6. その他

上記以外にも、必要に応じて御相談の上、お願いさせていただくことがあります。

老 発 0328 第 7 号

平成 31 年 3 月 28 日

各 地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

平成 31 年度における地域包括ケア推進課が行う老健局関係の業務について（通知）

平成 31 年度における地域包括ケア推進課が行う老健局関係業務について次のとおり定めたので、通知する。

本通知は、各地域包括ケア推進課が行う地域包括ケアシステムの構築の支援に関する基本的な業務の共通化を図ることを目的としており、本通知に記載のない業務を行うことを妨げるものではない。

1 地域包括ケア推進課が行う老健局関係業務の基本的な考え方

地方厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課及び四国厚生支局地域包括ケア推進課（以下「推進課」という。）においては、各地方厚生（支）局の管内における地域包括ケアシステムの構築の支援に関する業務及び地域包括ケアシステムの構築に関する補助金等の交付に関する業務を行う。

地域包括ケアシステムの構築については、基礎自治体である市町村が中核的役割を担っており、都道府県は、広域的な見地から市町村に対する支援を行う役割を担っていることから、推進課は、都道府県の役割を尊重し、都道府県に対する支援業務を行うことを基本とする。

2 平成 31 年度における老健局関係の推進課の業務

平成 31 年度は、地域支援事業の全ての事業が満年度で全市町村において実施される年に当たること、更に高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた保険者機能の強化等の方向性も踏まえ、以下の取組を実施するようお願いしたい。

(1) 地方厚生（支）局地域包括ケア推進本部の運営

地域包括ケアシステムの構築の支援については、地方厚生（支）局長の主導の下、地方厚生（支）局内の他の部署からの支援も得ながら総合的に取り組むことが必要と考えられることから、各地方厚生（支）局に設置されている地域包括ケア推進本部を開催し、自治体等の課題やその解決に資する支援方策の検討等を行うことが望ましい。

(2) 地方厚生（支）局の外部の関係者の意見等の聴取

地域包括ケアシステムの構築の支援を的確に実施するため、以下を参考に、各地方

厚生（支）局の実情に応じて外部の関係者の意見等を聴く場（以下「意見交換会」という。）を設けることが望ましい。

ア 外部の関係者の例

- ・都道府県
- ・政令指定都市
- ・中核市
- ・学識経験者
- ・保健医療福祉関係団体

イ 意見交換会の内容

- ・地域包括ケアシステムの関係者の課題等に関する意見交換等
- ・地方厚生（支）局が行う業務に関する意見交換等

（３）地域支援事業（（４）イに係る事業を除く。）に関する業務

ア 地域支援事業の実施状況の把握、助言、支援

市町村における地域支援事業（介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４５に規定する地域支援事業をいう。以下同じ。）の実施状況、実施に当たっての課題等について、老健局と連携を図りながら、管内の都道府県を通じて把握した内容及びイに示す地域支援事業交付金の交付に関する業務を通じて把握した状況等を踏まえ、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

イ 地域支援事業交付金の交付等

地域支援事業交付金（介護保険法第１２２条の２の規定に基づく交付金をいう。）について、老健局と連携を図りながら、地域支援事業交付金交付要綱（平成２０年５月２３日厚生労働省発老第０５２３００３号厚生労働事務次官通知）に基づき交付に関する事務を行う。

（４）認知症施策に関する業務

ア 認知症施策の普及・啓発

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）等の認知症施策について、老健局と連携を図りながら、講演の実施、関係行事への積極的な参加等認知症施策の普及・啓発に資する取組を行う。

イ 認知症施策に係る地域支援事業の実施状況の把握、助言、支援

地域支援事業のうち、認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員に関する事業（介護保険法第１１５条の４５第２項第６号の規定に基づく事業をいう。）の実施状況、実施に当たっての課題等について、老健局と連携を図りながら、管内の都道府県を通じて把握した内容及び（３）イに示す地域支援事業交付金の交付に関する業務を通じて把握した状況等を踏まえ、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

ウ 認知症施策に係る各種事業の実施状況の把握、助言、支援

若年性認知症支援の推進、市民後見人活動の推進等に資する取組の実施状況、実施に当たっての課題等について、老健局と連携を図りながら、管内の都道府県を通じて把握し、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

(5) 地域医療介護総合確保基金（介護分）に関する業務

地域医療介護総合確保基金（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第6条に規定する基金をいう。）に基づく事業（同法第4条第2項第2号ハ、ホ及びヘに規定する事業に限る。）の管内都道府県における実施状況や課題等について、老健局と連携を図りながら、当該基金の残高及び執行状況に係る調査や事業見込み量（所要額）に係る調査等により把握し、都道府県に対する必要な助言及び支援を行う。

(6) 地域包括ケアシステム等の普及・啓発

地域包括ケアシステムに関する施策について、老健局と連携を図りながら、都道府県等が行う取組との関係に留意しつつ、講演の実施、関係行事への積極的な参加等、これら施策の普及・啓発に資する取組を行う。

あわせて、老健局が地方厚生（支）局の区域等ごとにブロック会議、研修会等を開催する場合においては、その企画立案段階から協力するとともに、開催のための連絡調整、資料作成、運営等を行う。

(7) 介護保険事業（支援）計画に関する進捗状況等の把握、助言、支援

介護保険事業（支援）計画（介護保険法第117条第1項及び第118条第1項に規定する市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画をいう。）に基づく取組の進捗状況、目標の達成状況や計画の推進に当たっての課題等について、老健局と連携を図りながら、管内の都道府県を通じて把握し、当該都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

3 老健局の支援

老健局は、推進課が行う2の各業務に関して、推進課と相談しながら、企画立案、情報の提供、資料の作成支援、助言等を行う。

認知症サポーター養成講座について

認知症サポーターとは

認知症サポーターとは、特定非営利活動法人「地域ケア政策ネットワーク全国キャラバンメイト連絡協議会」が実施する「認知症サポーターキャラバン事業（※）」における認知症サポーター養成講座を受講・修了した者を称する名称です。

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において、自分のできる範囲で、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりに貢献します。

（※）認知症サポーターキャラバン事業は、「認知症サポーター等養成事業」（平成18年7月12日老計発第0712001号厚生労働省老健局計画課長通知）に基づく事業です。

◆ 厚生労働省ホームページ「認知症サポーター」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089508.html>

◆ 特定非営利活動法人「地域ケア政策ネットワーク全国キャラバンメイト連絡協議会」

<http://www.caravanmate.com/>

認知症サポーター養成講座の基本カリキュラム等

基本となる内容	標準時間
● 認知症サポーター100 万人キャラバンとは（DVD視聴）	15分
● 認知症を理解する（1） 1 認知症とはどういうものか 2 認知症の症状 3 中核症状 4 周辺症状とその支援	30分
● 認知症を理解する（2） 5 認知症の診断・治療 6 認知症の予防についての考え方 7 認知症の人と接するときの心がまえ 8 認知症介護をしている人の気持ちを理解する	30分
● 認知症サポーターとは ● 認知症サポーターのできること	15分
計	90分

※ 受講料は無料

認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の概要

～ 認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて ～ (平成27年1月策定・平成29年7月改定)

- ・ 新プランの対象期間は団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年
- ・ 策定時の数値目標は、介護保険事業計画に合わせて2017(平成29)年度末等で設定されていたことから、第7期計画の策定に合わせ、平成32年度末までの数値目標に更新する等の改定を行った(平成29年7月5日)

新オレンジプランの基本的考え方

- ・ 高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群。高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加
- ・ 認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要。



認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

- ・ 厚生労働省が関係府省庁(内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)と共同して策定
- ・ 策定に当たり認知症の人やその家族など様々な関係者から幅広く意見を聴取

七つの柱

- ①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③若年性認知症施策の強化
- ④認知症の人の介護者への支援
- ⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- ⑦認知症の人やその家族の視点の重視

認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の進捗状況及び今後の方向性

策定経緯・取り巻く状況

- 高齢者の4人に1人が認知症またはその予備軍とされ、今後も増加が見込まれる。
- 2014年の認知症サミット日本後継イベントにおいて、安倍総理の指示を受け2015年1月に新オレンジプランを策定。

進捗・取組状況

- 2017年7月に改定した数値目標（2020年度末）は15項目設定
認知症サポーターの養成 : 1066万人（2018年9月末）
認知症サポート医の養成 : 8000人（2018年3月末）
認知症初期集中支援チームの設置 : 1736市町村（2018年11月末）
認知症カフェの設置 : 1265市町村（約6千カ所）（2018年11月末） など
- 認知症サポーターの養成について、大人だけでなく小中学生にも広げると共に、認知症の方に関わることの多い業界（金融機関、交通機関、マンション管理など）でも拡大
- 本人・家族視点を重視した、認知症の当事者・家族の方による発信の拡充、社会参加の推進
- 成年後見制度利用促進基本計画に基づく施策の着実な推進
「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を策定
- 新オレンジプランを契機に新たな取組を開始した自治体も多く、認知症の方とその家族を支援する地域資源は着実に増加

今後の方向性

- 厚生労働省が中心的役割を担い、引き続き「**共生**」を重視しつつ、「**予防**」の取組も一層強化し、車の両輪として取り組む。

共 生



予 防

開催手順 1 : 本局で開催する場合

手順	ケア課	備考
① キャラバンメイト協議会（又は埼玉県、さいたま市）との協議（開催日時・会場・講師について協議。県（又は市）とは共催の可否も）	○	約 3 か月前
② 各地方支分部局への事前周知	○	約 3 か月前 （①の後、速やかに）
③ リーフレット作成、各地方支分部局への開催通知	○	約 2 か月前
④ 参加募集締切 → キャラバンメイト協議会（又は県市）へ受講予定者数を登録	○	約 3 週間前
⑤ プレスリリース（必要に応じて）	○	約 1 週間前
⑥ 認知症サポーター養成講座を開催	○	
⑦ キャラバンメイト協議会（又は県市）へ開催報告	○	開催後 2 週間以内

開催手順２：都県事務所で開催する場合（事務所単独で主催するケース）

手順	事務所	ケア課	備考
① 都県事務所の所在市へ事前相談	○	○ (※１)	約２～３か月前
② 各地方支分部局への事前相談、日程調整、会場確保	○		候補日を複数設定？
③ 市へ開催申込み（市が講師を手配）	○	○ (※１)	約２か月前
④ （講師確定後）リーフレット作成、各地方支分部局へ開催通知	○		約１か月半前
⑤ 参加募集締切 → 市へ受講予定者数を登録	○		約３週間前
⑥ プレスリリース（必要に応じて）	○		約１週間前
⑦ 認知症サポーター養成講座を開催	○	△ (※２)	
⑧ 市へ開催報告	○		実施後２週間以内

(※１) 当面の間、区市との事前調整等は地域包括ケア推進課が主として行う。

(※２) 必要に応じて、地域包括ケア推進課は養成講座の開講に立ち会う。

開催手順３：都県事務所で開催する場合（都県（又は区市）との共催のケース）

手順	事務所	ケア課	備考
① 都県事務所の所在都県（又は区市）との協議 → 共催可能な場合は、開催日時・会場・講師について協議	○	○ (※１)	約３か月前
② 各地方支分部局への事前告知	○		約３か月前（①の後、速やかに）
③ リーフレット作成、各地方支分部局への開催通知	○		約２か月前
④ 参加募集締切、都県（又は区市）へ受講予定者数を登録	○		約３週間前
⑤ プレスリリース（必要に応じて）	○		約１週間前
⑥ 認知症サポーター養成講座を開催	○	△ (※２)	
⑦ 県（又は市）へ開催報告	○		開催後２週間以内

(※１) 当面の間、区市との事前調整等は地域包括ケア推進課が主として行う。

(※２) 必要に応じて、地域包括ケア推進課は養成講座の開講に立ち会う。

事務所所在自治体の認知症施策担当部署（茨城～千葉）

事務所	自治体・担当部署名		電話番号
茨城	茨城県	保健福祉部 地域包括ケア推進課	029-301-3332
	水戸市	高齢福祉課 地域支援センター	029-232-9110
栃木	栃木県	保健福祉部 高齢対策課	028-623-3148
	宇都宮市	保健福祉部 高齢福祉課	028-632-2903
群馬	群馬県	健康福祉部 地域包括ケア推進室	027-897-2733
	前橋市	福祉部 長寿包括ケア課	027-898-6133
埼玉	埼玉県	福祉部 地域包括ケア課	048-830-3251
	さいたま市	保健福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課	048-829-1286
千葉	千葉県	健康福祉部 高齢者福祉課	043-223-2328
	千葉市	保健福祉局 地域包括ケア推進課	043-245-5267

事務所所在自治体の認知症施策担当部署（東京～長野）

事務所	自治体・担当部署名		電話番号
東京	東京都	福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課	03-5320-4276
	新宿区	福祉部 高齢者福祉課	03-5273-4594
神奈川	神奈川県	福祉子ども未来局 福祉部 高齢福祉課	045-210-1111
	横浜市	健康福祉局 高齢健康福祉部 高齢在宅支援課	045-671-2405
新潟	新潟県	福祉保健部 高齢福祉保健課	025-280-5192
	新潟市	福祉部 地域包括ケア推進課	025-226-1281
山梨	山梨県	福祉保健部 健康長寿推進課	055-223-1450
	甲府市	福祉保健部 福祉保健総室 健康政策課	055-237-5484
長野	長野県	健康福祉部 保健・疾病対策課	026-235-7109
	長野市	保健福祉部 地域包括ケア推進課	026-224-7935

平成31年4月9日

本局開催の認知症サポーター養成講座開催スケジュール

4月	第15回地域包括ケア推進本部会議（4/9） ↓ 都県（区市）へ共催及び講師派遣について打診 ↓ 会場確保・日程確定
5月	
6月	各機関へ事前説明 ↓
7月	リーフレット作成 ↓ 開催案内発送
8月	参加申込み締切 ↓
9月	プレスリリース ↓ 認知症サポーター養成講座開催
10月	第17回地域包括ケア推進本部会議（10/8）